

平成 26 年度 事業計画

- 1 当社は昭和 47 年に県の 100% 出資により、基本財産 5,000 千円で財団法人として設立され、同年知事から県域を事業実施区域とする唯一の農地保有合理化法人として指定を受け農業の担い手への農地利用集積に取り組んできました。
- 2 昨年 12 月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が制定され、これによって 42 年間続いた農地保有合理化法人が廃止され、新たに農地中間管理機構の制度が発足することとなりましたので当社は知事から同機構として指定を受けるべく準備を進めています。
農地中間管理事業は農業経営の規模拡大、農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業の生産性を向上することを目的としており、この事業によって社は、営農の規模を縮小したり、離農したりする農家等から農地を借り受け、社が中間保有し、効率的に貸し付けることで県内の担い手農家の経営規模の拡大や農地の集団化を図って参ります。
当社は年間 300ha の農地集積を目指しますが、事業の初年度となる 26 年度は県民への啓発や事業の掘り起こしから始めることが必要なため、年間 100ha を目標とし、そのための予算として社は県から約 89,000 千円の補助金を受ける予定です。
- 3 農地中間管理機構の事業の特例事業として、従来の農地保有合理化事業から引き継ぐこととなった農地売買等事業によって、規模拡大をめざす担い手や新規に就農しようとする方々に対し、引き続き農地の利用集積をするために農地の売買を行って参ります。
- 4 農地活用推進事業として、耕作放棄地の有効利用、再生利用を推進するとともに遊休農地、空きハウスに関する情報を収集し公表して参ります。
- 5 新規就農総合対策等事業では、青年就農給付金事業支援業務や、青年農業者等就農支援業務、さらには認定就農者経営改善支援業務によって、新規就農者の確保や定着を図ります。

- 6 これらの事業と並行して、当公社においては過去の事業にかかる未収金の回収が課題ですので、顧問弁護士のアドバイスを得ながら、公社内で債権管理検討会を重ね、組織的に回収を進めて来ました。その結果、一定の成果を上げつつありますが今後とも粘り強く効果的な取組を続けます。

具体的な事業内容

(上記の基本方針をふまえ、26年度は以下の諸事業を実施します)

1 農地中間管理事業

- (1) 26年度が実質初年度の事業なので、長く実施してきた農地保有合理化事業で蓄積したノウハウを活用しつつ、まずは県民に対して広く事業の周知、啓発をおこないます。
- (2) また事業実施にあたっては、市町村等関係機関と十分に連携のうえ、業務委託などによって、事業対象農地を掘り起こし、公社が出し手と受け手の中間に立って、農地利用の集積・集約化を進めます。
このため、公社のスタッフを6名増員し、エリア担当を新たに配置することとします。
また、簡易な農地の基盤整備など、利用条件の改善を実施し、担い手が使いやすいように貸し付けます。

計画目標 農地中間管理事業による農地集積・集約面積 100ha

2 農地売買等事業

規模拡大をめざす担い手や新規に就農しようとする方々に対し、農地の利用集積をするための取り組みを行います。

計画目標 農地売買等事業による規模拡大や農地集団化面積 5ha

3 農地活用推進事業

耕作放棄地の有効利用、再生利用を推進するとともに遊休農地、空きハウスに関する情報を収集し公表して参ります。

計画目標

再生利用活動支援 7.4ha (5,487 千円)

施設等補完整備 8件 (6,075 千円)

農地情報の収集 200件 (20ha)

ハウス情報の収集 10件 (50a)

4 新規就農総合対策等事業

- (1) 青年就農給付金事業支援業務によって、新規就農者の研修期間中に支給する青年就農給付金（準備型）を適正に支給するために市町村等の関係機関と連携し、現地確認などを行い、新規就農者の確保や定着を図ります。

計画目標 現地確認回数 延べ100回

- (2) 青年農業者等就農支援業務では新規就農者に必要な農業の技術や経営方法の習得に関する情報提供、相談業務等を行うとともに、県農業会議と共同で設置している新規就農センターの機能をいかし就農相談を行います。

計画目標 延べ160回

- (3) 認定就農者経営改善支援業務では就農支援資金等の債権管理を行うとともに、担い手を育成し営農定着を促進するため、就農後数年目までの認定就農者や認定就農計画が達成できていない認定就農者について、経営状況の把握や課題の整理、関係機関と連携した支援を行います。

計画目標 現地確認回数100回